

令和8年度 水道メーター購入(大口径及び小口径電子)仕様書

1.購入内容

| 口 径 | 種 別 | 付属品(必要数) | 購入数量 |
|--------|------------------------------------|-----------------------|------|
| φ 13mm | 無線対応電子式乾式デジタルメーター(ショートタイプ) | パッキン(2枚)、隔測受信機(無線対応式) | 3 |
| φ 40mm | 乾式デジタルメーター(たて型ウォルトマン) | パッキン(2枚) | 100 |
| φ 40mm | 電子式乾式デジタルメーター(たて型ウォルトマン) | パッキン(2枚)、隔測受信機 | 1 |
| φ 50mm | φ 50直読式各社型たて型ウォルトマンメーター | パッキン(2枚)、伸縮補足管 | 25 |
| φ 50mm | φ 50直読式各社型たて型ウォルトマンメーター(ねじ込み接続タイプ) | パッキン(2枚) | 2 |
| φ 50mm | φ 50電子式各社型たて型ウォルトマンメーター | パッキン(2枚)、伸縮補足管、隔測受信機 | 22 |
| φ 75mm | φ 75直読式各社型たて型ウォルトマンメーター | パッキン(2枚)、伸縮補足管 | 1 |
| φ 75mm | φ 75電子式各社型たて型ウォルトマンメーター | パッキン(2枚)、伸縮補足管、隔測受信機 | 5 |

※上記すべてについて、メーター両端取付部に、ねじ保護用樹脂製キャップを取り付けること。

※上記すべてについて、上水ネジ又は上水フランジとすること。

※電子式メーターについてはコードの長さを10m以上とすること。

※無線対応電子式メーターについてはコードの長さを1.5m以上とすること。

2.適用法令・規格

納入者が製造し納入するメーターは、以下の法令、その他関連する関係法規及び適用規格等による。

(1)計量法関係

- ①計量法(平成4年法律第51号)
- ②計量法施行令(平成5年政令第329号)
- ③計量法施行規則(平成5年通商産業省令69号)
- ④特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)
- ⑤指定製造事業者の指定等に関する省令(平成5年通商産業省令第77号)

(2)水道法関係

- ①水道法(昭和32年法律第177号)
- ②水道法施行令(昭和32年政令第336号)
- ③水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)
- ④給水装置の構造及び材質の基準に関する省令(平成9年厚生省令第14号)

(3)日本産業規格及びその引用規格(最新版を引用する。)

- ①JIS B8570-1 水道メーター及び温水メーター第1部:一般仕様
- ②JIS B8570-2 水道メーター及び温水メーター第2部:取引又は証明用
- ③JIS B7554 電磁流量計

(4)その他関連する法令等

3.購入方法

下取り付新品購入とする。

下取り付新品購入とは、新品購入代金から発注者が引き渡すメーターを下取り評価の上、精算し購入することをいう。

4.業者決定方法

各口径の購入数量×単価金額の総額が最低の価格である者を落札者とする。

5.材質

直読式及び電子式については、ダクタイル鋳鉄(エポキシ樹脂粉体塗装)とする。また、伸縮管についても同様とする。
ボルト及びナットはステンレス(SUS)製とする。

6.表記

メーターには、その見やすい箇所に容易に消えない方法で、次の事項を表記しなければならない。

- (1) 業者名又は商標等
- (2) 検満有効期限
- (3) 口径(蓋及びケース)
- (4) 铸造年
- (5) 流れの方向
- (6) メーター番号(契約後指示)
- (7) その他、法令等で定める事項

7.塗装

蓋のみを塗装する。

塗装色は以下のとおりとする。

- (1) 日塗工色番号 A69-50T 青色

8.計量特性

計量範囲(R値)が100以上とする。

※ $R = Q3$ (定格最大流量)/ $Q1$ (定格最小流量)

9.納期

令和8年度水道メーター発注予定個数表

| 口径 納期 | φ13mm無線 | φ40mm | φ40mm電子 | φ50mm | φ50mm (ねじ込み) | φ50mm電子 | φ75mm | φ75mm電子 |
|----------|---------|-------|---------|-------|-----------------|---------|-------|---------|
| 7月20日 | 3 | 50 | 1 | 12 | 2 | 10 | | 3 |
| 11月20日 | | 50 | | 13 | | 12 | 1 | 2 |
| 合計 | 3 | 100 | 1 | 25 | 2 | 22 | 1 | 5 |

※上下水道局の都合により8月以降の納期は変更になる可能性があります。

10.納入

- (1) 納入は、上下水道局が指示する日に指示する機種・数量を、指示する倉庫に受注者により納入すること。
- (2) 納入時に納品明細書及び器差成績表を提出すること。
- (3) 2026年5月以降、上下水道局の要請により、随時上下水道局所有の下取りメーターを持ち帰ること。

11. 下取りメーター個数

| 口径 | 個数 |
|---------|-----|
| φ 13mm | 3 |
| φ 40mm | 120 |
| φ 50mm | 45 |
| φ 75mm | 12 |
| φ 100mm | 6 |

※伸縮補足管、隔測受信機、コード等含む。

※下取り時に引取証を提出すること。

※下取りメーターの引取時期は2027年4月以降になる場合がある。

※φ 50mm、φ 75mm、φ 100mmの下取りメーターの材質については、ダクタイル鋳鉄が主だが、銅が混在する場合がある。

※下取りメーターについては、直読式と電子式等を区別しない。

※下取りメーター引取り回数実績(参考)

R7年度 2回、R6年度 3回、R5年度 2回

12. 支払について

(1)納入月ごとに請求をすること。

(2)請求金額は、入札書の内訳明細に記載した単価に納入数量を乗じ、消費税等額を加算して計算する。

(3)納入完了月の請求金額は、契約金額から支払済額を控除した金額となるように計算すること。

13. 納入場所

周南市岐山通1丁目1番地 周南市役所倉庫棟内指定場所

※倉庫棟高さ制限あり(2. 8m以下)

※進入経路は西側からの一方通行

14. 保証

(1)メーター納品日から1年以内にメーターに異常が生じ、その原因が受注者にあることが明らかな場合は、受注者の責任で当該メーターを新品と取り替えること。

(2)検定有効期間内にメーターの異常が疑われた場合、受注者の責任において原因を調査し対策を施すこと。異常の原因が受注者にあることが明らかな場合は、受注者の責任で当該メーターを修理すること。

15. その他

この仕様書に定めのない事項については、双方協議の上決定するものとする。